

修繕業務等分担表

区 分	項 目	実施区分	
		市	指定管理者
建 物	改築又は大規模修繕 (20万円以上)	○	
	上記以外の修繕等 (20万円未満)		○
機械設備	新設・更新・修繕等 (20万円以上)	○	
	上記以外の修繕等 (20万円未満)		○
物品 (消 耗 品・備品)	新規購入		○
	更新・入替	○	
	維持・修繕 (20万円以上)	○	
	維持・修繕 (20万円未満)		○
基本的な考え方 1 上記の修繕等の実施にあたっては、市と指定管理者の協議の上で実施する。 2 市は上記の修繕等について、必要に応じて予算の範囲内で対応するものとし、1 件につき税込20万円以上のものについて実施する。なお、予算の範囲を超える大規模修繕や緊急改修が必要となる場合は、その時点で休館とする。 3 指定管理者は上記の修繕等について、必要に応じて1 件につき税込20万円未満のものについて実施する。また、修繕等を行った部分について、将来にわたって権利を主張できないこととする。 4 指定管理者の瑕疵によるもの及び指定管理者の所有に係るものの修繕等については、指定管理者が実施する。 5 上記の内容に疑義がある場合や、定めのない事項については、市と指定管理者が協議のうえ決定する。			